コッケインの企画

一十七世紀前半における英蘭関係の協調と競合 —

酒 井 重 喜

(要約)

マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーは毛織物の独占的輸出権を有していて、その輸出額は1614年までの10年間に持続的に増大し14年にピークに達していた。ドイツと低地諸国へ輸出される毛織物はその大半が未仕上げ白地のものであり、これをイギリス国内で染色・仕上げすることで雇用と国富の増進をはかるという企画は1614年以前にも少なからず提案されていた。オールダーマン・コッケインの企画はそのうちの有力なもので、ジェイムズー世の支持も得ることができた。この企画の大きな問題は、これまで未仕上げ毛織物の輸出を独占しその額が1614年にピークを迎えていたマーチャント・アドベンチャラーズを排除して未仕上げ白地毛織物を可能な限り買い集めそれを仕上げて海外に輸出する新しい会社を立ち上げることであった。新しい会社設立のために100万ポンドの資本を募集し、5万反の仕上げ済み毛織物を輸出し新たな関税収入として4万ポンドを国王に提供するというものであった。

1614年7月に、マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーは、同年11月2日 以降、未仕上げ白地毛織物の輸出を禁ぜられ、12月にはカンパニーとしての特許を停止された。一方、新たに免許を得た商人は今後3カ年仕上げ毛織物の一定量を輸出する権限を与えられた。しかし仕上げ毛織物の輸出権を与えられはしたものの仕上げ毛織物を製造して低地諸国とドイツ語圏に販売する新カンパニーの活動は十分なものではなかった。

コッケインの企画の成否は旧カンパニーのメンバーの多くを新カンパニーに抱え込むことであった。しかし旧カンパニー・メンバーの抱え込みは少数にとどまりとりわけ資本力のある有力商人は勧誘を辞退した。旧メンバーの抱込みに失敗し、当初の出資申込者もその約束を履行することがなく、企画は資本不足でもろいものになった。そのため新カンパニーは1615年に市場で毛織物を十分に買い上げることができなかった。これによって毛織物の輸出は減り価格も下落した。結局1617年までにコッケインの企画の破綻は明白になり、旧マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパ

ニーが復活されることになった。この破綻は毛織物貿易における旧来の分業体制—イギリスが織布工程を担いそれをオランダが輸入して染色と仕上げを行うという分業—が経済的実勢をよく反映したもので、イギリスが織布と染色・仕上げの両工程のすべてを独占的に掌握するのは時期尚早であったことを証明するものであった。

1614年7月のマーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニー (旧カンパニー) に対する未 仕上げ毛織物の輸出禁止から 1617 年初めの旧カンパニーの復活までの三年足らずの間に、イギ リス国内で毛織物の織布のみならず染色・仕上げも行って未仕上げ毛織物に限定された輸出構 造を転換しようとするオールダーマン・コッケインの企画は、提案から破綻までを経験した。 この企画は、国内で毛織物の染色・仕上げ工程を行い、染色・仕上げ済み毛織物をも輸出する ものではあったが、実際はイーストランド・カンパニーなどがマーチャント・アドベンチャラー ズ・カンパニーの未仕上げ毛織物輸出の独占権を批判し自らが毛織物貿易に参入しようという 画策でもあった。特権的貿易会社同士の相克がその基底にあったのである。ただマーチャント・ アドベンチャラーズ・カンパニーの毛織物輸出独占に対する批判が議会内の自由貿易擁護と連 携することになった。またコッケインの企画は、国内で染色・仕上げ工程も行うことを望む毛 織物業者の賛同を得たことも確かである。その力は強くなく「産業資本対商業資本」(営業の自 由対貿易独占)というのがこの企画の顛末の主軸ではなかった。また染色・仕上げ済み毛織物 の輸出から新たに得られる関税収益の見込みが国王を動かして当初国王の支持を得たことも事 実であるが、仕上げ済み毛織物の輸出の不調によって国王の支持も冷却した。染色・仕上げ工 程を自前で行うことを望んだ毛織物生産者、関税収入増大を期待した国王、毛織物貿易への参 入を狙ったイーストランド・カンパニー。こうした勢力の支持があったなかで、マーチャント・ アドベンチャラーズ・カンパニーの貿易独占に対するイーストランド・カンパニーなどの貿易 会社の嫉視がコッケインの企画推進の主軸であった。この企画の中核である国内で未仕上げ毛 織物の染色仕上げを行うことは資本的にも技術的にも時期尚早であったため失敗に終わらざる を得なかった。本稿はベンソン (J.D.Benson) の研究に依拠してこれらの諸点について整理する ことを目的としている。⁽¹⁾

一. マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーの未仕上げ毛織物の輸出独占

ロンドンの市参事会員ウィリアム・コッケインは、ジェイムズ一世に次のような進言を行った。「イギリスが従来のように未仕上げ毛織物をオランダに輸出するのではなく、それを自国で 染色と仕上げを施した完成品としての毛織物だけを輸出すれば、ヨーロッパ市場でオランダと

競合関係に入り、イギリスに雇用と富をもたらし、国王にはより多くの関税収入をもたらすであろう。」 (2) 未仕上げ毛織物輸出はイギリス経済の中軸的地位を占めていた。輸出毛織物を「未仕上げ」から「仕上げ」へ転換するコッケインの企画は、たんに国内毛織物産業の進化を意味するだけでなく、イギリスとオランダの経済関係を協調から敵対へ転換させることを含意していた。ジェイムズー世がコッケインの企画に賛意を示すことはイギリスとオランダの経済的協力関係の解消を決断することにならざるを得なかった。

17世紀初頭のイギリス経済を支えていたのは、「一つの商品を一つの港から一つの市場に輸出していた」ことであるといわれていた。一つの商品とは羊毛製品であり、一つの港とはロンドンであり、一つの市場とは低地諸国であった。羊毛製品はイギリスの輸出品の75%を占め、なかでも未仕上げ広幅毛織物が輸出毛織物の72%を占めていた。この未仕上げ広幅毛織物の多くがオランダに輸出され、そこで仕上げと染色をされて再輸出されていた。コッケイン・グループは仕上げと染色をイギリス国内で行うことで毛織物の付加価値を50~100%増加させると見込んでいた。低地諸国への未仕上げ毛織物の輸出はそれまでのイギリス経済を支える基軸をなしていた。未仕上げ毛織物の輸出を閉ざし国内で仕上げ・染色をして仕上げ毛織物を自ら輸出するというコッケインの企画は、それまでの英蘭分業体制を根本的に否定し、英蘭関係を協調から敵対に転換するものであった。コッケインの企画を諒としたジェイムズー世は、1614年7月23日に同年11月2日より未染色で未仕上げのイギリス毛織物の輸出を禁ずる布告を出した。(3)

マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーがイギリス毛織物の低地諸国への輸出を掌握していたのは 15世紀以来のことであるが、いまだ公的認可を受けてはいなかった。それは 1569年にエリザベスによって貿易独占体 (Governor, Assistants, Fellowships of Merchant Adventurers of England) として特許状を与えられて初めて公的認可を得た。ジェイムズー世治世初期に、ロンドンからの毛織物輸出は 1600年の 10万反から 1614年の 12.7万反に増大している。この大半が低地諸国に輸出され、輸出を担うマーチャント・アドベンチャラーズが大きな利益を上げ、輸出先のオランダではイギリス毛織物の染色と仕上げをして再販売をして利益を得た。17世紀初めにおいて英蘭間には毛織物貿易をめぐって良好な共存共栄関係があった。 $^{(4)}$

一方で、イギリスの毛織物産業に「新毛織物 new draperies」と呼称される新種の毛織物が台頭していた。それは半ウーステッドないし混紡織(half-worsted, mixed fabrics)で、種々の名称を持っていた(says, bays, serges, perpetuants, rashes, makddoes, stammets, bombazines)。「旧毛織物 woollen cloth」に比べて一般に軽量で安価であった。この「新毛織物」の台頭は英蘭貿易関係に変容をもたらすことになる。⁽⁵⁾

スペインに対するオランダ独立戦争(1568~1648年)の開始とともに南部諸州からの避難民が毛織物の染色・仕上げの技術とともに「新毛織物」の製造を北部州とりわけユトレヒトにもたらした。低地諸国の南部から北部への人と技術の移動が見られたのと同時に、フランダース

やオランダからの移住者によって、染色・仕上げの技術と「新毛織物」の製造がイギリス各地に移植された。⁽⁶⁾ ただ、イギリスの「新毛織物」生産はイギリスの全毛織物産業のなかでなお小部分を占めるに過ぎなかった。たしかに17世紀初めまでに、ヨーロッパにおける衣料の嗜好は「重い毛織物」から離れ「軽い毛織物」に変化していた。しかし、17世紀初めにはオランダの「新毛織物」生産はなお限定的で、イギリスの未仕上げで白地の広幅毛織物を輸入しそれに染色と仕上げを施してヨーロッパに再輸出するのが中心をなしていた。

いずれにしろ17世紀初めまでのオランダは、イギリスが生産した未仕上げ毛織物を輸入しそれに染色と仕上げを施して再輸出しており、イギリスはこの分業体制に組み込まれてそれなりの繁栄を享受した。しかしオランダにおける仕上げ・染色・再輸出が瞠目すべき利益を上げていたのを見て、イギリスではその利益を羨望し、仕上げ・染色を自国内で行うべしという意見は早くから起こっていた。ロンドンからオランダに輸出される未仕上げ毛織物の三分の二を国内で仕上げ・染色すべしという訴えも出されていた。これは、イギリスとオランダが半製品一完成品という分業体制で友好な経済関係を結んでいるのを清算し、イギリスも完成品を製造してオランダと仕上げ毛織物の国際市場で競合関係に入ることを見越したものであった。イギリスの世論もオランダに対する嫉妬に動かされ仕上げ毛織物の国産化を望むようになっていた。

「羊毛、毛織物、鉛、錫などはイングランドにある。しかし、未加工、未仕上げ、未染色のまま持ち出されるわれわれの羊毛や毛織物を用いる優れた製造所や反物商が低地諸国にはある。そこで(生産されたものを)国内と国外に提供し、国内の雇用と海外貿易とを大いに増進し、われわれの製品が商われる海外(市場)でわれわれに打撃を与えている。」⁽⁷⁾「オランダ人その他の国民との取引と交易に関する考察」という17世紀初めに書かれた文書は、イギリスのオランダに対する嫉視をこのように述べている。

未仕上げ毛織物の輸出を禁ずる志向は17世紀以前よりあった。ヘンリ七世は仕上げ (barb,row,shear) 前の毛織物の輸出を禁ずる法を制定している。⁽⁸⁾ イギリスの未仕上げ毛織物の仕上げ作業をしていたフランドル人はこの法に反発し、未仕上げ毛織物の輸出を担っていたマーチャント・アドベンチャラーズもこの法に反対した。しかしイギリスにしかるべき染色技術はなかった。染色工程は仕上げ工程より前に行われるので、染色をせずに仕上げることができず、染色をしていないものを仕上げることができないから、そもそもイギリスは仕上げ毛織物を生産することが不可能であった。したがって未仕上げ毛織物の輸出禁止の法は事実上執行不能であった。しかし未仕上げ毛織物の禁輸法は廃止されることはなく、テューダ政府は、全般的禁輸法を残したまま未仕上げ毛織物の輸出の特例的な国王特許をマーチャント・アドベンチャラーズに授与してこれを公認した。

16世紀後半にロンドンの毛織物生産者は、マーチャント・アドベンチャラーズが輸出する未 仕上げ毛織物の5%を染色・仕上げする特許を与えられていた。毛織物業者に染色・仕上げ「特 許」が与えられてもそれはわずか未仕上げ毛織物の5%に過ぎなかった。16世紀の末期になっ

てようやく未仕上げ毛織物の生産に自己限定するあり方に対する不満が醸成されてきた。イギリスが未仕上げ毛織物を生産しオランダがそれを染色・仕上げするという協調的分業体制に対する批判がなされるようになった。この批判は未仕上げ毛織物の独占的輸出権を享受していたマーチャント・アドベンチャラーズへの批判となって表れ、その請願が1549年に枢密院に提出されている。⁽⁹⁾ マーチャント・アドベンチャラーズ批判を始めたのはロンドンの毛織物生産者であった。

マーチャント・アドベンチャラーズは未仕上げ毛織物の独占的輸出をすることでその見返りにオランダからイギリスでは手に入らない種々の商品(つずれ織 tapestry、糸 thread、上質かなきん cambricks、寒冷紗 lawns、染料 mather)をこれまた独占的に持ち帰ることが出来た。マーチャント・アドベンチャラーズへの批判は、輸出と輸入の双方の独占に対して向けられた。(10)1600年6月に枢密院に出されたマーチャント・アドベンチャラーズへの批判を受けて、ジュリアス・シーザー(1606年に財務府長官)は委員会を設けて、現行の未仕上げ・未染色の毛織物の禁輸法の是非、マーチャント・アドベンチャラーズの貿易独占の可否、さらに仕上げと染色の技術がイギリスに広く移入された場合、貧民の雇用増大と海運と水夫に与える影響について検討させた。(11)同時に、枢密院はマーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーに対して収益性の高い毛織物貿易の独占について弁明をするよう求めた。オランダとの貿易はイギリス経済の支柱であり、ロンドンの有力商人を抱えていた同カンパニーは、枢密院の問責にひるむことはなかった。しかしこの問責を主導したジュリアス・シーザーは、ロンドンから近年輸出された毛織物56,000反のうち仕上げ毛織物はわずか300反である事実に注視し、染色と仕上げの技術をイギリスに導入し、オランダでそれが貧民に雇用をあたえているようにイギリスでも貧民の雇用の増進に役立つであろうと見ていた。(12)

しかし毛織物の染色と仕上げをイギリス国内で行うというシーザーらの考えを実行することは 1600年時点では時期尚早であった。エリザベス政府は、スペインとの戦争がなお継続中で、国家債務も膨大であったため、未仕上げ毛織物の輸出を禁止する現行法を厳正に執行することで未仕上げ毛織物の輸出関税の収益をみすみす失うことはできなかった。1602年に枢密院は、マーチャント・アドベンチャラーズに特許権の更新をしている。この新特許状では、先行の特許状にあった、同カンパニーが輸出する毛織物のうち5%は染色と仕上げ済みであるこという規定を削除していた。これによって同カンパニーは未仕上げ毛織物の輸出を存分に行うことが可能となった。英蘭の共存共栄が揺らぐことはなかった。(13)

しかし他方で、1600年以後10年間に、マーチャント・アドベンチャラーズの貿易独占に対する批判と英蘭の共存共栄関係に対する疑念も止むことはなかった。1604年に「未仕上げ毛織物の輸出を禁じ王国の貧民に雇用を与える法案」が庶民院に出された。ただこの法案は成立するまでには至らなかった。1606年に毛織物職人カンパニー(Clothworkers Company)は、「すべてのイギリスの染色済み毛織物は輸出前に仕上げられるべし」という1604年の法案より緩やか

な法案を議会に申し出た。この法案は、イギリス西部(サマセットとエセックス)の染色済み未仕上げ毛織物という限定的なものを対象とするものであった。この法案は庶民院で成立したが貴族院で承認には至らなかった。毛織物職人カンパニーはソールズベリ伯ロバート・セシル(1608年に大蔵卿)に同法案成立の請願をしたが、またしてもマーチャント・アドベンチャラーズの横やりで成立を見なかった。毛織物貿易における英蘭協力体制の基盤はなお強いものであった。(14)

二. イーストランド・カンパニーの苦境と英蘭協調への批判

一方で、他のイギリスの貿易会社はオランダとの競合の激化によって苦境に陥っていた。その一例がバルト海貿易であった。イーストランド・カンパニーはイギリスの仕上げ済み毛織物の大半をバルト海沿岸地方に輸出していた。この貿易は、イギリスの未仕上げ毛織物を輸入して染色仕上げをしたものをドイツやボーランドに輸出していたオランダと競合するものであった。マーチャント・アドベンチャラーズはオランダに未仕上げ毛織物を独占的に輸出し、バルト海地方の産物を低地諸国で購入してイギリスに輸入していた。バルト海地方で仕上げ済み毛織物の輸出でオランダに圧迫されていたイーストランド・カンパニーは1602年に、イギリスの未仕上げ毛織物のバルト海地方への輸出認可を政府に願い出たが容れられず、マーチャント・アドベンチャラーズは未仕上げ毛織物の独占的輸出権を守った。イギリス産未仕上げ毛織物のバルト海地方への輸出認可が得られずその後衰退を余儀なくされたイーストランド・カンパニーは、仕上げ毛織物の生産に携わる毛織物職人を巻き込んでマーチャント・アドベンチャラーズの貿易独占の批判をおこなうしかなかった。イーストランド・カンパニーの衰退は、バルト海地方における英蘭の競合関係の激化の一齣であり、毛織物貿易におけるイギリスの対オランダ政策に大きな影を投げかけるものであった。(15)

マーチャント・アドベンチャラーズは、イーストランド・カンパニーや毛織物職人の批判に対して、オランダ議会の代表をロンドンに招いて歓待するなどしてオランダとの協力関係の維持強化を図った。この緊密な関係に対する批判は強く、国家に繁栄と富をもたらすイギリスの毛織物貿易は、低地諸国とマーチャントアドベンチャラーズ・カンパニーに独占されてはならず、広くバルト海、ロシア、地中海にも展開されるべきでイーストランド・カンパニーやモスクワ・カンパニーやレヴァント・カンパニーによっても担われるべきものであるとの主張がなされていた。(16) オランダとの協力友好関係に対する批判は、マーチャント・アドベンチャラーズを批判するものだけでなく、イングランドとスコットランドに居住するオランダ人毛織物業者に対するものもあった。1605年にコルチェスターの毛織物業者は枢密院に、居住するオランダ人毛織物業者がその地で「新毛織物」生産を独占的に営業ししかもイギリスで定められた所定の徒弟奉公をせずに織布業を営むという脱法行為をしていると訴え出た。(17) スコットランドの

枢密院には、毛織物技術を導入するためにキャノンゲイト (エディンバラ) に低地諸国出身の 100の「外国人」家族が来住する許可を国王が与えたことに対する苦情が出された。苦情を提出 したものは、かつて地方当局は、「外国人」が自由人の資格を取得し市民としての義務を果たさない限り、市内で営業することを禁じていた事実も述べ立てた。 さらにオランダ人を含む外国 商人は羊毛および半製品の毛織物について仕上げ毛織物と同じイギリス商人の二倍の輸出関税 を支払うべきと訴える者もいた。(18) こうした訴えや批判的言辞はオランダとの経済関係に対するイギリス側の姿勢の変化の兆候をなすものであった。

枢密院は、毛織物産業におけるオランダとの競合関係の顕在化に伴う問題に対応を迫られた。マーチャント・アドベンチャラーズの有力メンバーであるリチャード・ゴアは、「イギリス産羊毛とイギリス製毛織物が、1605年あたりまでの25年~30年間に維持してきた価格をやむなく維持できなくなったことを示す根拠」と題する枢密院あての文書で次のように述べていた。「たしかにオランダ(低地諸国)独立戦争初期にはオランダ人はイギリス産羊毛とイギリス製毛織物を高値で購入していた。しかし低地諸国、ドイツ、フランス、スペインが自国内で毛織物生産を行い、さらにスペインは羊毛を全欧に輸出してそれを支えたため、供給増となる毛織物の価格が大幅に低落した。このように毛織物価格の低落による毛織物産業自体が不況に陥っている。」(19) 同時に、未仕上げ織布を輸出しオランダが再輸出用に仕上げと染色を行うことでイギリスは潜在的利益を失っているという疑念は従来からあり、イギリスに毛織物の染色と仕上げの技術を導入することで貿易の収益と国王の関税収入がともに増進するという議論は広く流布していた。(20) 染色と仕上げの工程をイギリス国内で行うことで潜在的利益を現実のものにすることと、毛織物価格の全欧的な下落に対処することが結び付けて考えられ、イギリスのオランダとの経済関係の再考が迫られていた。

三. スペイン領ネーデルランドとイギリス毛織物

イギリスの未仕上げ毛織物はその多くはオランダに輸出されていたが、その他の地域とりわけスペイン領ネーデルランド (Spanish Provinces) にも輸出されていた。ただオランダはイギリスとフランダースとの交易の隆盛に不快感を持っていた。スペイン領ネーデルランド・フランダース地方がオランダの犠牲において繁栄するのを座視しえなかった。スペイン領ネーデルランドに向かうイギリス船舶に対する妨害を続け時に禁圧することがあった。 (21)

スペイン領ネーデルランドのアントワープは15・16世紀に於いてイギリス毛織物の低地諸国の中心的市場町であり、国際交易の玄関口であった。イギリス商人にとってもスペイン領ネーデルランドとりわけアントワープは重要な取引地であった。イギリス経済における毛織物貿易の重要性からして可能な限り多くの市場を確保し維持することは至上命令であった。しかしアントワープにおいてイギリスはスペインやフランスからもたらされる羊毛や毛織物と競合

しなければならなかった。ヨーロッパの毛織物貿易に豊かな潜在的利益が見込めたこと、フランダースが繊維産業の伝統的主導者であったこと、スペインからスペイン産羊毛を優先的に輸入するようにとの圧力がかかっていたこと、これらのことがオーストリア大公アルベルトの毛織物貿易に関する貿易政策に変更を強いることになった。ブリュッセル駐在イギリス大使ウィリアム・トランブルは1611年3月に大蔵卿ソールズベリ伯に、フランダースとアルトアの毛織物産業の再生の手始めとしてイギリス製毛織物を南ネーデルラントから駆逐すべしという厳しい提案がスペイン王フィリップ二世からアルベルトに対してなされたことを通報している。(22)

イギリス製毛織物が南ネーデルラントから駆逐されることが予想される事態にイギリス政府は迅速な対応をしなかったが、マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーの対応は迅速であった。当時、マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーはゼーラント州のミデルブルフを低地諸国における市場町として利用していた。同カンパニーはミデルブルフからイギリスの毛織物を低地諸国やドイツ諸邦に輸出していた。以前よりミデルブルフでの取引に不便を感じて他の場所への移転を枢密院に願い出ていた。1611年初めに、同カンパニーは、スペイン領諸州(Spanish Provinces)がイギリス製毛織物の輸入を禁止するかもしれないという事態に直面して、市場町をアントワープに移転することを考え始めた。大公夫妻は貿易の増進が関税収入を増大させることのメリットを理解していたが、いくつかの都市がイギリス製毛織物の輸入禁止を強く求めた。

大公夫妻もこれに圧されて 1612年初め、イギリス製毛織物を南ネーデルラントから駆逐する 提案の承諾に傾いていた。イギリス毛織物の輸入関税が得られること、マーチャント・アドベンチャラーズが輸出努力を重ねていたこと、イギリスの羊毛の方がスペイン産羊毛より安価であること。こうした事情があるにもかかわらず、大公夫妻はイギリス産毛織物の試験的輸入制限をする意を固めた。大公夫妻は、今後イギリスは白地広幅毛織物だけをスペイン領諸州にすなわちアントワープにだけ輸出することを許可するという布告を出した。布告は「そこで(アントワープで)漸次染色と仕上げがなされ、ブラバント公国その他で販売され供給される。」と明記していた。(23)

この布告は大公夫妻とイギリス政府の間に軋轢を生んだ。ジェイムズは貿易制限に対する不満を大公夫妻に伝えた。マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーも布告の撤回を大公に請願したが、白地広幅毛織物の輸入が認めるのだから同カンパニーにとって不利益ではなく、内々に布告撤回を求める「虚勢を後悔している」という思いは強かった。ただジェイムズはスペイン領諸州との交易関係に対する関心をなくしていった上に、イギリスの毛織物の大半は依然とオランダ(the Netherlands)に向かっていた。ただ留意すべきは、フランダース人(the Flemish)がオランダ人(the Dutch)同様にイギリス産毛織物の染色と仕上げをすることを望んでいたということが、ジェイムズにイギリスの毛織物産業においても同様の変化すなわち自国内で染色仕上げをする可能性について注意を喚起することになったことである。⁽²⁴⁾

四. コッケインとコッケイン企画

オランダがイギリス産未仕上げ毛織物を輸入して染色と仕上げをすることで多くの雇用と膨大な利益を得ている実情を見て、イギリスが染色仕上げの技術を導入すれば大きな利益が得られるであろうという議論は 1612年にはすでにイギリス政府部内でもなされていた。同年記録長官ウオルター・コープは、漁業と鋳貨製造と毛織物業の分野でイギリスがオランダの後塵を拝しており、オランダとの貿易によってイギリスが被っている損害を述べとくにマーチャント・アドベンチャラーズによる未仕上げ毛織物輸出による損害に国王の注意を喚起した。 (25) 「イギリスとの毛織物貿易によってオランダ (the Netherlands) が享受している利益に関する論考」と題する著者不明の小冊子は、イギリスから輸入される毛織物の染色・仕上げがオランダの貧民に多くの雇用を与えていることを指摘していた。 (26) イギリスの政治家や経済人にも、これまでイギリスの海外貿易の基礎となっていた毛織物産業におけるオランダとの協調的分業体制に疑問を持ちその清算を考えるものが出てきていたのである。協調から競争へという世論の高まりを背景に、ウィリアム・コッケインはイギリスが自国で毛織物の染色・仕上げを行う企画を発表したのである。

ウィリアム・コッケインはイーストランド・カンパニーのメンバーでバルト海での毛織物貿 易に関わっていた。1606年イーストランド・カンパニーはコッケインを代表者として、サマセッ トシャーとエセックスの仕上げ済み毛織物の輸出を増進する提案の立法化を働きかけた。この 法案が貴族院で否決されたものの、断念することなくすべてのイギリス製毛織物の染色と仕上 げを実現する計画を練っていた。^{②7} 1606年には仕上げ済み毛織物の輸出促進の法案化に失敗 したものの、その後コッケインは瞠目すべき社会的地位の上昇をした。1609年にシェリフにな り、1610年にロンドン市参事会委員になり、種々のロンドンのカンパニーが進出していたアイ ルランド植民市であるロンドンデリーの市長にもなった。東インド会社やスペイン・ポルトガ ルとの貿易にも参入し、さらに土地投機や国王への貸し付けも行っている。市参事会員コッケ インに対する国王の 1610年時点での負債は元金 6000 ポンド・利子 300 ポンドに上っていた。⁽²⁸⁾ ジェイムズ一世の第一議会は 1611年一月に解散した。議会が付加関税の批判に終始し、財政難 打開の新提案である「大契約」も不成立に終わらせたため、ジェイムズは財政面での議会の協力 に見切りをつけ議会抜きの統治・親政を敷くことを決意し、(29) 大蔵委員会に財政難打開のため の非議会的収入の模索を命じた。大蔵委員会には、マーチャント・アドベンチャラーズによる 大量の未仕上げ毛織物の輸出はイギリスの経済的損失となっており、同カンパニーにその輸出 について国王への一定の付加的課金をかけるという提案もなされた。さらに別の提案は、元来、 未染色で未仕上げ毛織物の輸出の禁止を求めるロンドンの毛織物職人と染色業者の要求から派 生したもので、かれらは仕上げ毛織物一反当たり5シリングの輸出税の支払いを提示した。そ れによって国王には年20,000ポンドの収入が見込め、加えて染色剤の輸入税によって同じく 20,000 ポンドの追加収入があるという試算を示した。大蔵委員会と国王自身に提出されたこの

提案の作成者はウィリアム・コッケインその人であると推定され、かれはその計画への国王の支持を求めたと思われる。⁽³⁰⁾ 国内で毛織物の染色と仕上げをしてそれを輸出することで関税収入も増加し貧民の雇用も増えるという議論が朝野に広がりを見せていたなかで、1612年に大蔵卿ソールズベリ伯が他界した。ソールズベリは大蔵卿になる前から、ジェイムズにオランダとの協調関係、ないし最小限非敵対的関係の維持を執拗に進言していた。協調関係の維持とは毛織物貿易における、イギリスが未仕上げ毛織物を輸出しオランダがその染色と仕上げを行うという分業体制の維持であった。この体制を支持するソールズベリの他界は協調政策の転換の契機にもなった。コッケインの企画が含意する英蘭の協調的分業体制を清算し、敵対関係に向かう政策転換に弾みをつけることになった。コッケインの計画提示をうけてジェイムズはオランダに対抗して仕上げ済み毛織物の生産を進めることの困難性を十分には理解していなかったが、おそらく同提案が示す関税収入には魅力を感じたと思われる。ジェイムズは同提案を枢密院に送って検討させた。枢密院はさらに同提案を検討する委員会を構成した。委員会の主宰にはジュリアス・シーザーがなった。⁽³¹⁾

委員会メンバーの多くは、毛織物職人らからの未仕上げ毛織物の輸出を禁止し国内で染色・仕上げをするという請願を受け付けなかった。ジェイムズはコッケインに使嗾されて、新たな委員会を召集しなおした。この時の枢密院はコッケイン企画に反対であったので、ジェイムズは、自らの玉璽証書でもって委員会を召集しメンバーから枢密顧問官を排除しコッケイン自身をメンバーに加えるという強硬策を採った。委員会は1613年秋にジェイムズに次のように具申した。未仕上げ毛織物の輸出は毛織物職人の雇用の喪失となっている。英蘭協調体制は、マーチャント・アドベンチャラーズにのみ利益を与えその他の貿易会社はオランダとの競合にさらされている。マーチャント・アドベンチャラーズが仕上がり毛織物の輸出を拒めば他の貿易会社が進んでそれを引き受けるであろう。(32)

ジェイムズは委員会に、染色済み仕上げ毛織物だけを輸出することの現実的可能性について調査することと、染色済み仕上げ毛織物の輸出を希望するものは現在白地毛織物を輸出しているすべての地域に自由に輸出できることをマーチャント・アドベンチャラーズに通告すること、を命じた。これはマーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーの特許状を反故にするもので、同カンパニーは 1613年 11月に、今後カンパニーの貿易特権に関する変更については事前に通知するよう枢密院に求めた。(33) 委員会メンバーで枢密顧問官に選ばれたばかりのエドワード・クックは、未仕上げ毛織物の輸出は外国の民を富裕化しイギリス国内で毛織物の染色仕上げをすればイギリスの毛織物産業に有益であるとする議論を検討し、結論として、コッケイン企画を実行すれば、イギリスはこれまでオランダ人が支配していた地域で十分に太刀打ちできるようになるからイギリスの貿易の増進は確実であると枢密院に報告した。枢密院はこのクック報告を聞いたうえで、次のように決定した。マーチャント・アドベンチャラーズは仕上げ毛織物だけを自ら進んで輸出するか、あるいは国が適当と認める者に仕上げ毛織物輸出をさ

せるかのいずれを望むかについての返答を 1614年 1月 6日までに枢密院に書面で答えること。この条件を付して、14年 5月 1日まではその貿易特権を保持できると通告した。 $^{(34)}$

貿易特権取り上げを望まないマーチャント・アドベンチャラーズは、イギリス毛織物産業は低地諸国に白地毛織物を輸出することですでに十分繁栄していると主張した。この主張にコッケイン企画推進派は毛織物の染色業と仕上げ業によってなお一層利益を得るだろうと反論した。マーチャント・アドベンチャラーズは、イギリスには染色と仕上げの技術を持った毛織物職人が十分な数いないと反論した。これに対して、企画推進派は染色・仕上げの技術は修得可能なものでその仕事に就くことが可能な貧民は多数いると反論した。さらにマーチャント・アドベンチャラーズは、政府はすでに毛織物の染色と仕上げを認可しており、輸出前にすべての毛織物が染色・仕上げをされなければならない理由はないと主張した。企画推進派は、国王の布告が出されることによってはじめて、オランダと十分に対抗し企画を成功させるだけの規模で染色・仕上げを始動させることが可能となると反論した。このように企画推進派の最終目標はイギリスの染色・仕上げ毛織物の生産という次元を超えたものであった。オールダーマン・コッケインの企画は、毛織物産業における英蘭の協力関係を公然たる競争関係に転換することを求めていた。(35)

マーチャント・アドベンチャラーズとコッケイン企画推進派はともにオランダとイギリスとの経済関係について各々の展望を持っていた。前者は英蘭の協力がイギリスの貿易全体にとって不可欠のものと見ていた。後者は拡大する世界貿易の分け前をイギリスが獲得するためにオランダ依存型のイギリス毛織物産業を転換しなければならないという見通しを持っていた。オランダはヨーロッパ貿易を広範囲に支配し、その中でもイギリスから輸入した未仕上げ毛織物の染色と仕上げとその再輸出によって高利益を獲得していた。イギリスが国内で染色・仕上げをしたものを直接ヨーロッパ市場に売り込むという割り込みをすれば英蘭関係の協調は途絶することになる。

イギリスの枢密院は毛織物産業の重要性を認識し、マーチャント・アドベンチャラーズにあらゆる便宜を図ってきた。一方で、枢密院は、コッケインの企画がオランダに与える衝撃について懸念をせざるを得なかった。オランダ訪問中のジョン・スロックモートンは次のように報告している。「(イギリス)国王の、すべての未染色毛織物のイギリスからの移出を禁止する意向は、ここでは多くの議論がなされている。(イギリスからの)毛織物は、(オランダ)各地に持ち込まれて後に、それを染色していたから、(その輸出禁止は)オランダ (the state of province)の繁栄の大きな阻害となることは間違いない。それに、イギリスの染色技術と染料はオランダ (these provinces)のものより質が劣ると思われる。」(36) コッケインの企画によってイギリス未仕上げ毛織物の輸出が禁止されオランダにそれが輸入されなくなればオランダ経済に打撃を与えるが、イギリス国内で染色する技術と染料がないという懸念も指摘されている。

コッケインの企画がオランダ経済に打撃を与え、対オランダ関係を損ねるとともに、染色・

仕上げをする能力がイギリスにはいまだ備わっていないという懸念があったにもかかわらず、またマーチャントアドベンチャラーズ・カンパニーが仕上げ済み毛織物の輸出を拒否しているにもかかわらず、ジェイムズは「将来、イギリスの商人は染色と仕上げをした毛織物だけを輸出することが可能である」という1614年5月25に発布予定の国王布告を作成した。しかし枢密院は5月20日に召集された議会の開会中に発布予定の布告を差し止めるよう国王を説得した。⁽³⁷⁾

議会においても毛織物産業とコッケイン企画について議論がなされた。マーチャント・アドベンチャラーズに所属しロンドン選出の議員でもあるロバート・ミドルトンは、国内で毛織物の染色と仕上げをする特許認可を批判し、それは本来実行が困難であると断じた。さらにコッケインの企画は国内で新たな雇用を生むことはなく、5,000人を下らぬオランダの染色業者や仕上げ業者がイギリスに移住してくるだけであると批判した。庶民院議員の大半のものはミドルトンの意見に賛同しなかった。オランダ人はイギリスの毛織物の染色と仕上げをすることで年間70万ポンドの利益を上げている。国内にはオランダ以上に染色材は備わっており国内での染色・仕上げは可能であるとし、マーチャント・アドベンチャラーズの貿易活動こそ現今の毛織物産業の苦境の元凶であると反論した。このように議会の毛織物問題の議論の大勢は、オランダとの経済関係の視点が協調から競合に変化していたことを示している。庶民院は問題を院内委員会に付託したが、1614年6月7日に国王が混乱議会を解散したため途絶した。(38)

議会での議論は途絶したが、ジェイムズは活発な動きを見せた。マーチャント・アドベンチャラーズのコッケイン企画に対する批判は、染色済み仕上げ済み毛織物の販路に対する杞憂に過ぎないと理解していたジェイムズは、同カンパニーに「次の万聖節 (11月1日)以降、すべての広幅毛織物が輸出される前に染色と仕上げを実行することを決定した」と告げ、さらにカンパニーのメンバーは毛織物の染色と仕上げを行う新カンパニーに移るかさもなくば白地毛織物の輸出を断念するかしか選択がないと通告した。ジェイムズは 1614年7月23日に、同年11月2日以降未仕上げ毛織物の輸出を禁止し、マーチャント・アドベンチャラーズに授与していた未仕上げ毛織物輸出の特許を無効とする国王布告を発した。(39)

五. マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーの敗北と新カンパニーの躓き

10月にマーチャント・アドベンチャラーズの主要メンバーは、枢密院に、国王の求めに応じて11月2日までに「旧来の開封勅許状」を放棄する意思のあることを告げた。しかしこの特権の喪失は「我々の破滅となりヨーロッパにおける最善にして安定した貿易の衰微となるであろう」と抗議の意思も示した。(40) マーチャント・アドベンチャラーズ以外でもイギリス国内でコッケイン企画に疑問を持つ者はいた。これまで毛織物貿易におけるオランダとの経済的協力関係はイギリスに大きな利益を与えてきたことは事実であった。ジョン・チェンバレンは、マー

チャント・アドベンチャラーズの解散は「悲惨な結果を生むであろう」と警鐘を鳴らした。この警鐘は結果として見事な予言となった。また国外とりわけオランダの反発は大きかった。1614年10月にオランダ議会 (States General) は、ジェイムズー世による白地毛織物の輸出禁止の布告がオランダ毛織物産業に与える衝撃について議論している。イギリスの毛織物を商っていたオランダ商人は、ジェイムズの布告は仕上げ工程に携わっていたものに深刻な被害を与えるもので、オランダ議会が対抗措置を取ることを要請した。オランダ議会は、直ちにその要請にこたえ、12月1日時点でイギリス製仕上げ済み毛織物の輸入禁止を宣告した。(41)

一旦は特許状放棄の意思を示したもののマーチャント・アドベンチャラーズは所定の期日 11 月 2日までに特許状の返納をしなかった。ジェイムズがコッケイン企画反対者の意見に傾いて心変わりするのではないかという甘い考えがマーチャント・アドベンチャラーズにあった。しかしジェイムズにこの時点で迷いはなかった。12月初めに、頑ななマーチャント・アドベンチャラーズに業を煮やしたジェイムズは、その貿易特許状の執行を停止する新たな布告を出した。幾世紀にもわたるオランダとの協力関係を顧みることなくジェイムズはコッケイン企画推進に舵を切った。1615年 2月にマーチャント・アドベンチャラーズは不承不承その特許状を国王に返納した。チェンバレンはオランダ駐在大使ダドリ・カールトン(在任 1615-1625年)にマーチャント・アドベンチャラーズの特許状返納を伝え「すべては新カンパニーの手中に収まった」と書簡で伝えている。(42)

市参事会員コッケインは新カンパニー(正式呼称「ロンドン新貿易の王立マーチャント・アドベンチャラーズの理事、補佐、仲間」)の主席理事となり、当初より矢面に立って困難に対処した。上記の書簡でチェンバレンは次のように記している。旧マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーとりわけロバート・ミドルトンが昨春議会で表明した懸念の多くが、現実のものになったと述べ、さらに次のように続けている。「毛織物業者はその毛織物の販路の欠乏に不平を述べ請願をし始めている。かれら(新カンパニー)は、(これまでと)同様に未染色で未仕上げのまま輸出するする権利を保持しつつ、(染色と仕上げのための…引用者)万全の準備をしてかれらを補助する外来者を招き入れてきた。かれらが労働者と材料の十分な補充を提供してくれるまで、それがいつのことかは神のみぞ知るであるが、旧来の所有者(従来の染色・仕上げ業者…引用者)が追い出されて(その後に)新来者や外来者が同じ条件でつくことは考えにくいことである。国家がその叡智によって、愚かな頭脳によるむなしい約束と企画のごとき脆弱な保証しかないすみ石を取り除くことは考えにくいことである。」(43)

チェンバレンが言っているように、新カンパニーは染色と仕上げ産業が確立するまで未仕上げ毛織物を輸出する権利を保持していた。ただその間毛織物の輸出は劇的に減少した。1614年12月25日から1615年3月25日までの期間に毛織物輸出は17,211反の減少をし、しかもその減少の大半は未仕上げ毛織物の減少であった。チェンバレンはカールトンへの1615年5年25日の書簡の中で、「(1614年の)クリスマス以来、今まで以上に染色・仕上げされた毛織物は見受

けられない」と記している。⁽⁴⁴⁾ 1615年春には、毛織物産業における改変に対する多くの苦情や請願が国王政府に出された。毛織物業者は、新カンパニーが彼らの輸出用仕上げ済み毛織物を買い上げず、現況はコッケインの企画が始まる前よりも悪化していると訴えた。イギリス商人でバルト海や地中海に毛織物の輸出を試みたものがいたが、そこではイーストランド・カンパニーやレヴァント・カンパニーがすでに貿易特権を得ていて厳しい制約をかけていた。新カンパニーは、旧カンパニーと同様に、低地諸国とドイツの一部だけが固有の市場であった。そうであるのにオランダはイギリスで染色と仕上げをした毛織物の輸入を禁止する措置を取った。枢密院は新カンパニーに出頭を求め、毛織物の染色・仕上げ・輸出を今後どのように取り組むのかについて問いただした。新カンパニーは、オランダの輸入禁止や国内の染色技術の未整備という困難な問題があるけれども、染色と仕上げ済みの毛織物を次年度以降3カ年に各年6,000反・12,000反・18,000反を輸出することが可能であると枢密院に返答した。⁽⁴⁵⁾

六. 新カンパニーの失敗と旧カンパニーの復活

コッケインの企画の背景にあったのは次の諸点であった。ロンドンの「毛織物職人層」 (London clothworkers) に、毛織物の染色・仕上げ工程をイギリスで行いたいという欲求あり、それはオランダから収益性の高いその工程を奪取する方向に向かう必然性を持っていた。コッケインは、すでにバルト海貿易やレヴァント貿易に関わっていて、その最終目標は、高収益をもたらす毛織物のバルト海地域・ドイツへの輸出貿易を獲得することであり、それはオランダ毛織物産業との競合で優位に立たねばならなった。またイギリスの商人はマーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーの独占的貿易特権の打破を望んでいた。これらはすべてコッケイン企画を生む要因であった。未仕上げ毛織物貿易の需要は全ヨーロッパにあったにもかかわらず、マーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーは未仕上げ毛織物輸出の独占権を得て、その大半をオランダに輸出していた。コッケインの企画が生まれる背景となった諸要因はすべて、これまでの毛織物産業におけるオランダとの関係を協調から敵対に転ずるのを促すものであった。

しかし英蘭の経済的協調体制は容易に崩されるものではなく、結局コッケインの企画を破綻させた。解散した旧カンパニーの一部のメンバーは新カンパニーの加入勧誘にやむなく応じたが、彼らはコッケイン企画が失敗したとしてもその責めを受けるものではないと枢密院に訴えていた。加えて、未仕上げ毛織物の販売を彼らだけに限定するよう要求した。この要求は、一定量の未仕上げ毛織物の輸出が新カンパニーに暫定的に許可されたことと関わっている。新カンパニーに加わった旧カンパニーのメンバーは、この暫定的輸出許可をもって依然通りに未仕上げ毛織物の輸出を継続する好機ととらえた。たしかにオランダは、染色・仕上げ済みのイギリス毛織物の輸入を禁止したが、未仕上げ毛織物の輸入を当初禁止することがなかった。新カ

ンパニーは 1616年初めに、もぐり商人や新カンパニーの一部メンバーが未仕上げ毛織物をロンドンから外港に移してそこから輸出しており、これは染色と仕上げをした毛織物を輸出するために設立された新カンパニーとその約款に挑戦するものであると枢密院に訴えた。枢密院は、輸出される未仕上げ毛織物9に対して染色・仕上げ済みの毛織物1の割合で輸出しなければ新カンパニーのいかなるメンバーも輸出は認められないという指示を出した。(46)

新カンパニーに対する苦情にも新カンパニーからの苦情にも枢密院は困り果て、法務長官 F. ベーコンに新カンパニーの特許の適法性の検証を求めた。同時に枢密院は、新カンパニーが 契約履行を果たせない場合、旧カンパニーが再結集して貿易活動を再開する手順について協議 することを認可した。1616年2月22日に、コッケインが新たな苦情と要請をしたとき、枢密院は、苦情や請願はその企画が実行不能なものであることを自ら認めたことであると断定した。 枢密院はそこで国王の裁定を仰ぐことにした。 (47) そして、ジェイムズと枢密院は新カンパニーの指導層と面会し「新たな約定」が結ばれた。この約定によって、新カンパニーは染色・仕上げ済み毛織物のすべてを認定市場町に限って輸出し、しかも毛織物を彼らの交易圏内のいずれかに輸出する前にその認定市場町で少なくとも3か月間は販売することを約束した。新カンパニーは、「元の約定」の第三年度以降、最低、年18,000反の仕上げ済み毛織物の輸出を続け、しかも「その数を減らすことなく増やしていく」ことを約束した。新カンパニーはこういうかたちで最初の難局を乗り越えた。もぐり商人の問題にてこずりながらも、政府との契約に示された初年度の輸出割当分をなんとかやり遂げた。 (48)

初年度割当分の輸出をしてコッケインはなんとか君寵をつなぎとめたが、毛織物産業の衰退傾向は止まらなかった。羊毛業者は毛織物業者が羊毛を買わないという苦情を枢密院に上げ、毛織物業者は新カンパニーが彼らの毛織物を買い上げないと訴えた。枢密院は新カンパニーに仕上げ済み毛織物を政府との契約通り買い上げるよう命じたが、新カンパニーはイギリス製仕上がり済み毛織物に対するオランダ政府の輸入禁止措置がそれを難しくしていると訴えた。(49)

オランダではイギリスに対抗して未仕上げ毛織物の国内生産の奨励をすでに始めていた。オランダ人はそれによってイギリスからの未仕上げ毛織物の輸入減少に対応して国内仕上げ産業用に振り向けさらにその一部を輸出に充てた。オランダ政府は国内の職人に毛織物織機 (cloth looms) 設置のための公的補助を与えており、ホラント州だけで週 200 反の毛織物を生産しているという報告をハーグ駐在イギリス大使 D. カールトンはしている。イギリスはこれに対して、イギリスの羊毛のオランダへの輸出を禁止する布告を出した。しかし、カールトンは、オランダは国内からとドイツ・スペインから、さらにイギリスからの密輸によって十分な羊毛を調達していると報告している。 (50)

ただイギリスの未仕上げ毛織物の輸出禁止とオランダのイギリス産仕上り済み毛織物の輸入禁止にみられる英蘭の「貿易戦争」は、イギリスに混乱をもたらすと同時にオランダにも悪影響を与えた。その事情をカールトンは、コッケインの企画の実行によって、もっぱらイギリス製

未仕上げ毛織物の染色と仕上げに携わっているオランダの職人の「多くを、乞食にしてしまう」 ことになると報告している。事態打開のために、オランダ議会は1616年9月に、新カンパニー の代表を招いてオランダの商人と両者の軋轢の調整を図った。⁽⁵¹⁾

国内産の染色仕上げ済み毛織物を買い取るようにとの政府からの強い要請に、新カンパニーはそれを買い上げる約束はした。しかし、新カンパニーはこの「強制的買い上げ」は12月以降は無理であると訴えた。イギリス国内産の仕上げ毛織物の価格はおそらく技術的未熟さゆえの高価格で、ヨーロッパ市場でオランダ産との競争に負けることを新カンパニーは懸念した。染色仕上げ済み毛織物の新カンパニーによる買い上げの不調は、当初よりその資本力が不十分であったこと、もとより染色仕上げ済み毛織物の国内生産能力が未熟であったこと、またそれによる相対的高価格、買い入れた仕上げ済み毛織物のオランダその他での政策的禁輸措置を含む販路不足などが要因と考えられる。

コッケインが当初持っていた展望は、ヨーロッパ市場で仕上げ済み毛織物の輸出をめぐってオランダと競り勝つことであった。新カンパニーはこの方向に進み出たが、オランダがイギリス産仕上げ済み毛織物の輸入を禁止したため、新カンパニーは枢密院に、当時対フランス貿易の拠点都市であったカレーを通して毛織物を輸出する特許を申請した。当初渋った枢密院も10月半ばに翻意してこれを認め、オランダ (United Provinces)へのイギリス産毛織物 (未仕上げおよび仕上げ済みの毛織物)の全面禁止を表明した。そして枢密院は、新カンパニーのメンバーに対して新カンパニーの固有領域であるオランダ以外の地域への仕上げ済み毛織物の輸出の特許を与えた。新カンパニーのメンバーにはほかの貿易会社のメンバーを兼ねる者がいた。その貿易連合体のルールに従う限りという条件付きで、ヨーロッパ市場への毛織物の輸出を許可された。この措置に対抗して、11月初めにオランダは、ハーグで開いていた新カンパニーとの妥協点を探る交渉を打ち切り、イギリス産仕上げ済み毛織物の輸入ばかりでなく他のヨーロッパ諸国へ輸出するためにオランダ諸州を通過することも全面禁止する決定を下した。(52)

英蘭の毛織物業者と商人はそれぞれの政府を毛織物業の衰退に関する請願・陳情で攻め立てたが、両政府ともこの「貿易戦争」に一歩も引かぬ構えであった。11月初めに、ジェイムズ一世は旧カンパニーの全メンバーに新カンパニーに加入し、イギリスの毛織物業者が生産した仕上げ済み毛織物の買い上げるよう命じた。⁽⁵³⁾

一方で、国務卿ラルフ・ウィンウッドは駐ハーグ・イギリス大使カールトンに、オランダ議会の代表団が来英し決定的決裂を避ける必要があると通告した。オランダも交渉に応ずる姿勢を見せたが、ジェイムズは駐英オランダ大使ノエル・キャロンに代表団は「双方が受け入れられるような合意」をもたらすために来英すべきであると通告した。カールトンの見方は悲観的で、「これまでの慣習的な貿易を最初に妨害したのはわれわれ (イギリス側)であり」オランダ側が先に事態打開の口火を切ることは望めないと見ていた。⁽⁵⁴⁾

旧カンパニーのメンバーは新カンパニーが破綻の際にあると見て、国王から命じられていた

新カンパニーへの加入を拒んだ。アントワープとブルージュにコッケインが交渉団を派遣して事態打開を図ったもののスペイン領諸州はイギリス製毛織物の輸入制限を解かなかった。スペイン大使との度重なる協議も成果を上げずイギリスの毛織物産業の衰微はやまなかった。ジェイムズー世は次第に事態の膠着に倦むようになり、コッケイン企画への積極的支持を冷却させ、「(コッケインが)不正確な情報で(国王を)欺いたのなら(毛織物貿易衰退の)責めは(コッケイン)が負うべきである」とコッケインに警告した。⁽⁵⁵⁾

市参事会員コッケインとその企画は急速に君寵を失った。1616年12月末に、駐英スペイン大使はフランダース市場を再開放してイギリスの未仕上げ毛織物の輸入を認める提案をしたが、ジェイムズはこの微温的解決策に応じなかった。イギリスの毛織物産業がオランダに太刀打ちできないのなら、オランダに敵対する企画に乗るのではなく、旧来の協調体制に復帰することもありうると考えるようになった。事実、1617年1月に、ジェイムズは新カンパニーの特許状を無効にし、旧カンパニーに貿易再開を求めた。⁽⁵⁶⁾

ジェイムズー世がコッケイン企画を支持した理由の一つは、染色仕上げ済み毛織物の輸出税が新たに4万ポンド入手できるという財政的なものであった。しかし、未仕上げ毛織物を輸出する前に染色と仕上げをするという試みは、貿易の衰退と関税収入の減少を結果した。ジェイムズは、コッケイン企画を見限る意思を固めた。ただ直ちに旧カンパニーに特許状を再発行せず、旧カンパニーがしかるべき関税収入を保証することを求めた。旧マーチャント・アドベンチャラーズは、急遽オランダ・ミデルブルフ港とオランダ議会と交渉し、イギリス製未仕上げ毛織物の排他的交易権の回復の合意を取り付けた。そして、年15,000ポンドの関税支払をマーチャント・アドベンチャラーズは確約し、ジェイムズは旧カンパニーの以前の貿易とその特権を回復する布告を1617年8月に発行した。ジェイムズは終始財政的観点からコッケイン企画をとらえていたといえよう。(57)

マーチャント・アドベンチャラーズ (旧カンパニー) は、新カンパニーが始めていた仕上げ済み毛織物と未仕上げ毛織物の輸出比率を 1対9にするのを維持することを合意した。しかし早くも 1617年 10月に、毛織物職人は、マーチャント・アドベンチャラーズが約束通りに仕上げ済み毛織物を買い上げていないという苦情を枢密院にまたしても訴えている。マーチャント・アドベンチャラーズは仕上げ済み毛織物の輸出をしなかったのであり、オランダとの経済的協力体制は、未仕上げ毛織物の輸出に掛かっていたのである。 (58)

コッケインの企画の失敗は、1620年までに経済不況をもたらすほどの経済混乱を生んだ。これがアストリッド・フリースの見解である。⁽⁵⁹⁾ ベンソンはこれを批判し、コッケイン企画が毛織物産業に打撃を与えたのはごく短期間に過ぎず、イギリスの未仕上げ毛織物産業は 1614年の絶頂点に戻ることはなかったもののそれ以前の状態には回復したとする。1618年にロンドンは未仕上げ毛織物 102,000 反を輸出し、そのうちマーチャント・アドベンチャラーズ(旧カンパニー)は 68,000 反を占めていた。一方、企画の張本人であるコッケインもその失敗によって社

酒 井 重 喜

会的経済的に葬られることはなく、引き続き有力商人の地位を維持し 1619年から 20年にロンドン市長になっている。⁽⁶⁰⁾

コッケインの企画の失敗をよそ眼に新毛織物が発展を続け、南欧・地中海地方への輸出を伸ばしていた。新毛織物の輸出増が 1620 年代の未仕上げ毛織物の輸出減をいくらかカバーした。ベンソンは旧毛織物の輸出減はコッケインの失敗によるのではなくドイツとポーランドにおける鋳貨悪鋳によるイギリス製品の割高化によるとしている。⁽⁶¹⁾

コッケインの企画は、英蘭の経済的協調関係(毛織物の紡績をイギリスが、染色と仕上げをオランダが行う分業体制)を脅かすものであった。この経済同盟が政治同盟の基礎をなし、さらにともに新教国として宗教的親和性が同盟関係を一層強くしていた。1585年のノンサッチ条約(Treaty of Nonsuch)によってイギリスは低地諸国の反スペイン独立闘争を支援した。オランダ独立戦争は80年戦争と言われるように長期に及ぶものであり、支援するイギリスに重い財政的負担をかけた。前期スチュアート朝になってこのことが英蘭の軍事的連携から経済的対立への道を開くことにもなった。しかし一世紀以上経済力においてイギリスはオランダに優越することはなかった。ジェイムズー世時に唯一イギリスがオランダに優越できたのは未仕上げ毛織物の生産であった。コッケインの企画は経済力おけるオランダに優越する毛織物生産を梃子にオランダが享受している収益性の高い染色仕上げ工程をオランダから奪取する試みがなされたのはその年来の願いの一つの噴出であった。たしかにコッケイン企画は失敗し一時的に経済混乱をもたらしたものの、その後英蘭間の経済的協調体制は旧に復した。しかしそれは永続せず、潜在的にますます鬱積していた英蘭間の経済的協調体制は旧に復した。しかしそれは永続せず、潜在的にますます鬱積していた英蘭間の経済的協対性は鎮められることはなかった。17世紀後半における3度の英蘭戦争でそれは顕在化する。

(注)

- (1) J.D.Benson, 'Anglo-Dutch Cloth Trade and the Alderman Cockayne Project', in, do. *Cooperation to Competition* (1990), pp.23-65.
- (2) Benson, ibid., p.23.
- (3) Calendar of State Papers, Domestic (以下 CSPD と略記) 1611-1618 (1967), p.247; J.F.Larkin and PL. Hughes, eds. Stuart Royal Proclamations, Royal Programations of King James I, 1603-1625 (1973) (以下 Stuart Royal Proclamations, と略記), i, pp.312-14; J.Fisher, London's Export Trade in the Early Seventeenth Century, in W.E.Minchinton, ed., The Growth of English Overseas Trade in the Seventeenth and Eighteenth Centuries (1969), pp.126, 134 フィッシャー (浅田実訳)『一六・七世紀の英国経済』(一七世紀前半ロンドンの輸出貿易、99-120頁); F.C.Spooner, 'The Economy, 1609-50', in J.P. Cooper ed., The New Cambridge Modern History (1970), pp.94-96; B.E.Supple, Commercial Crisis and Change in England 1600-1642 (1959), pp.33-4.
- (4) George Unwin, Studies in economic history, ed., R.H.Tawney, (酒井重喜訳「エリザベス治下のマーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニー」熊本商大論集、27-3、28-1、2 (1981年)、『海外事情研究』9-1 (1981年); Fisher, op. cit., pp.64, 65, 126, 134.
- (5)新毛織物について次を参照。船山栄一『イギリスにおける経済構成の転換』「イギリス毛織物工業と国際競争一十七世紀における新旧毛織物の隆替をめぐって一」(1967年)、坂巻清『イギリス毛織物工業の展開』(2009年)、第一章第二節、酒井重喜「16・7世紀イギリスにおける羊毛の粗悪化と毛織物産業の編成替」『海外事情研究』(1980年) 8-1。
- (6) Rye, Canterbury, Southampton, Colchester などに移植された。C.Wilson, Cloth Production and Internatinal Competition in the Seventeenth Century', *EcoHR*, 2nd ser.13 (1960), pp.211, 213.
- (7) 'Observations and Trade and Commerce with the Hollander, and other Nations', J.R. McCulloch,ed., A Select Collection of Scare and Valuable Tracts on Commerce (1966), p.14; G.D.Ramsey, 'Clothworkers, Merchant Adventures and Richard Hakluyt', English Historical Review, 92 (1977); do 'Industrical Discontent in Early Elizabethan London: Clothworkers and Merchant Adventures in Conflict', London Journal 1 (1975), pp.227-39; A.Friis, Alderman Cockayne's Project and the Cloth Trade (1929), pp.39-43.
- (8) Statutes of the Realm (3 Henry VII, c, 12), 2:520.
- (9) Friis, *op. cit.*, pp.236-38.
- (10) J. Wheeler, 'A Treatise of Commerce', in B.W.Clapp, H.E.S.Fisher and A.R.J.Jrica, eds., *Documents in English Economic History* (1977), p.308.
- (11) ジュリアス・シーザーについて次を参照。酒井重喜『近代イギリス財政史研究』(1989年)、

酒 井 重 喜

146, 242頁; 酒井 『混合王政と租税国家』 (1997年) 第三章 「大契約とその失敗」。

- (12) Benson, op, cit., p.29.
- (13) Acts of the Privy Council, (以下 APC と略記) 32:488.
- (14) Journal House of Commons (以下CJと略記) I:160, 165, 288, 291; Journal of House of Lords (以下LJと略記) 2:406, 408, 409, 432, 433-34; CSPD, 1611-1618, p.309.
- (15) Supple, op. cit., pp.23-4.
- (16) McClure,ed., The Letters of John Chamberlain (1939) (以下McClure, Chamberlain と略記), 1: 245.
- (17) Benson, op. cit., p.31.
- (18) CSPD, 1611-18, p.275.
- (19) Supple, op. cit., pp.31-2.
- (20) Benson, op. cit., p.32.
- (21) Benson, ibid., p.33.
- (22) Benson, ibid., p.34. スペイン王フィリップ二世は娘のイザベルにスペイン領ネーデルラント (Spanish Provinces)の統治を委譲した。イザベルはいとこのオーストリア大公で1596年からはブリュッセルにおける国王総督 (King's Governor-general in Brussel)をしていたアルベルトと1599年に結婚し、1621年にアルベルトが他界するまで、大公夫妻でスペイン領ネーデルラントを共同統治した。イザベルは1621年から他界する1633年まで統治者にとどまった。森田安一編『スイス・ベネルクス史』(1998年)、347-82頁。
- (23) Benson, op. cit., p.32.
- (24) CSPD, 1611-18, pp.141, 147; APC, 33: p.208.
- (25) CSPD, 1611-1618, p.164.
- (26) Benson, op. cit., p.34.
- (27) 前出 71-2頁。同冊子は、さらに「新毛織物」の一つであるサフォク・ブルーの生産からイギリスが年額 30,750 ポンドの多大な利益を上げていることを指摘している。Friis, *op. cit.*, p,236.
- (28) Friis, *ibid.*, p.236, イーストランド・カンパニーの代表格のコッケインは対国王貸付も行っていた。独占的貿易会社としての対国王貸付はマーチャント・アドベンチャラーズ・カンパニーと変わるところはなかった。Cf.R.Ashton, *The City and the Court* (1960), pp.6-8; *CSPD*, 1603-10, p.582.

- (29) 酒井重喜『十七世紀イギリス財政史論』第三章参照。
- (30) CSPD, 1611-18, p.105; Friis, op. cit., pp239-40.
- (31) Friis, ibid., pp.239-41.
- (32) Friis, ibid., 239-43; CSPD, 1611-18, no.68, p.174, no.70, p.175, no.78, p.176.
- (33) Friis, op. cit., p.243; APC, 33: p.277.
- (34) Friis, op. cit., pp.244-50; APC, 33: 303-4.
- (35) Benson, op. cit., p.38.
- (36) A.Collins, ed. Letters and Memorials of State, in the Reigns of Queen Mary, Queen Elizabeth, King James, King Charles the First, Part of the Reign of King Charles the Secgond, and Oliver's Usurpation (1746), 2: pp.329-30.
- (37) Friis, op. cit., p.254.
- (38) CJ, i: 491-92.
- (39) APC, 33: 538-39; CSPD, 1611-18, no.68, p.247.
- (40) APC, 33: 583-4, 586.
- (41) Benson, op. cit., p.42.
- (42) Stuart Royal Proclamations, 1,327-29; CSPD, 1611-18, no.38, pp.274-5; McClure, Chamberlain', 1, p.582.
- (43) CSPD, 1611-18, no.38, 99, pp.274-5.
- (44) CSPD, 1611-18, no.58-59, p.280, no.108, p.287.
- (45) CSPD, 1611-18, no.108; APC, 34: 176, 190, 217-222.
- (46) CSPD, 1611-18, nos.126-7, p.291.
- (47) CSPD. 1611-18, no.42, p.347-8; APC. 34: 416-7.
- (48) CSPD, no.112, p.359; APS, 34: 456-60, 525-25, 658-659.
- (49) McClure, *Chamberlain*, 2: 8.; *CSPD*, 1611-18, no.57, p.373, no.67, p.375, no.41, p.389, nos.50, 51, p.390, no.76. 393; *APS*, 35: 16-17.
- (50) Benson, op. cit., p.48; *Stuart Royal Proclamations*, 1,317-19,324-26; *APC*, 35: 28-29. スペインとイタリアの羊毛貿易について C.R.Phillips, 'The Spanish Wool Trade, 1500-1780',

酒 井 重 喜

Journal of Economic History 42 (1982), pp.775-95 : P.J.Bowden, 'Wool supply and the Woollen Industry', 2^{nd} ser.9, (1956) 44-58 : C.H.Wilson, 'Cloth Production and International Competition in the 17thCentury', Eco.H.R., 2^{nd} ser.9, (1956), pp.212-3. 注 (16) ∘

- (51) Benson, op. cit., p.49.
- (52) APC, 35: 32, 53-55.
- (53) APS, 35:55; CSPD, no.89, p.395.
- (54) A.Collins, ed. Letters and Memorials, 2: 349-50.
- (55) McClure, Chamberlain, 2:39.
- (56) CSPD, no.9, p.422-3; APC, 35: 110, 115; McClure, Chamberlain, 2: 48.
- (57) Cooper J.P., 'The Fall of the Stuart Monarchy', in J.P.Cooper ed., *The New Cambridge Modern History* (1970), pp.547-48. Cooper はマーチャント・アドベンチャラーズはその特権を8万ポンドで買い戻したとしている。Chamberlain はそれを5万ポンドとしている。McClure, *Chamberlain*, 2:131; *Stuart Royal Proclamations*, 1,371-73.
- (58) 仕上げ済み毛織物と白地毛織物の輸出比率をベンソンは Benson, op. cit., p.47で1対9としているが op. cit., p.52では1対10としているがここでは前者が正しいものとする。APC, 35:353-55;36:194-95,198,202,273-4.
- (59) Benson, op. cit., p.52.
- (60) Gould, 'Trade Depression in the Early 1620's', *Eco.H.R.*, 2nd ser.7 (1954), pp.81-90. 1620年代の不況について注 (19) 参照。Supple, *op. cit.*, pp52-3.
- (61) Benson, op. cit., p.53.

Cockayne's Project

 Cooperation and Competition between England and Low Countries in the early 17th century

Shigeki Sakai

Summary

The Merchant Adventurers Company had been granted the monopoly to export the cloth of England. The cloth exports peaked in 1614. As most of the cloth exported to Germany and the Low countries prior to 1614 was white cloth, many schemes to increase English wealth and employment by marketing manufactured goods were proposed. Alderman Cockayne's project for the dyeing and tailoring of cloth exports to Germany and the Low Countries was one of the most significant. The project required the replacement of the Merchant Adventurers Company with a new company capable of purchasing most of the available white cloth and manufacturing and marketing abroad. Claiming a subscription of £1 million, they predicted that they would market 50,000 finished cloths. James I, hoping to raise an additional £40,000 of revenue, rushed a hesitant privy council to approve the scheme.

In July 1614 the Merchant Adventurers were prohibited from exporting white cloth after 2 November, and licensed merchants were permitted until 20 September to export specific quantities of fully processed cloth over the next three years. In December the Merchant Adventures' charter was suspended. A chief goal of Cockayne who was involved in the Baltic trade, was to secure the control of the profitable white cloth trade with Germany and the Low Countries.

Crucial to the success of Cockayne's project was the involvement of a substantial number of the old Adventurers. But most of the wealthier merchants declined. From the beginning, the company was unable to purchase all available cloth at the 1615, causing a decline in exports and a drop in cloth prices.

Throughout 1616 the Adventurers' inability to profit from white cloth sales or to expand the markets for manufactured cloth became worse. By early 1617 the project failed, and the old Merchant Adventurers were restored. The project demonstrated that the old international division of labor in the cloth trade was a valid reflection of economic realities.